

評議員、役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八千代市社会福祉協議会の定款第9条に規定する評議員の費用弁償及び第23条に規定する理事及び監事の費用弁償並びに第25条に規定する顧問の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員、理事及び監事、顧問が、その職務のため、評議員会並びに理事会等に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、別表2により旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

費用弁償の額

日 額	2,000 円
-----	---------

別表2

旅 費

鉄道等運賃	実 費
車賃（1キロメートルにつき）	37 円